

【ABC 消費者情報 Vol. 206】

◎ネット通販等での「定期購入」トラブルに関する相談が多く寄せられています！

「お試し価格」や「初回無料」などに注意！

◆相談事例

- ネット通販で、お試し価格の化粧品を1回限りのつもりで購入した。
2回目が届き定期購入であることに気付いた。2回目は高額になっている。
一緒に届いた納品書には、解約するには、次回発送の10日前までに電話連絡が必要と
のことだが、なかなか電話が繋がらない。

◆アドバイス

- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品特約があれば特約に従います。
- 購入を確定する前に、「定期購入になっていないか」や「複数回の購入が条件になっていないか」、解約方法などよく確認しましょう。
- 困った時は、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512